

露店等の開設時に消火器の準備と消防への届出が必要となります。

平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会火災を踏まえ、志太広域事務組合火災予防条例が以下のように改正され、平成26年8月1日から施行されます。

～多数の者の集合する催し(イベント)を開催するにあたり～

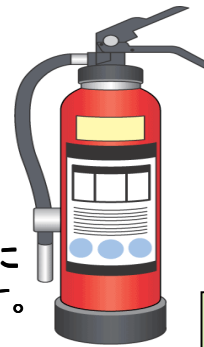
(祭り、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する火気器具等を取り扱う催し)



主催者・露店等の開設者の義務となります。

◎火気器具等を取り扱う露店等に

「消火器の準備」が必要になります。
※原則として露店ごとの設置が必要です。



◎火気器具等を取り扱う露店等は、消防署・分署へ開設の5日前までに「露店等の開設届出書(2部)」の提出が義務付けられます。

◇「露店等の開設届出書」は志太広域事務組合のホームページからダウンロードできるほか、お近くの消防署でも受け取ることができます。

開設届出書

※自治会行事等も対象となりますが、近親者のみで行うバーベキューや花見などは除きます。

※火気器具等とは、こんろ、グリドル、ストーブなどの固体燃料、気体燃料、液体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具をいいます。



こんろ



ストーブ



グリドル

◎自主点検表等の交付による事前指導があります。
また、必要に応じて消防職員が現地に赴きます。

◇問合せ先 志太消防本部 予防課 623-0119